

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成29年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務			
②事務の概要	概要】 ・地方税法に基づき、登記簿または固定資産課税台帳に登録された帳簿を元に固定資産税・都市計画税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、固定資産税・都市計画税情報から証明書を発行する。 【処理の流れ】(※特定個人情報を取り扱う事務) 1. 法務局、住民、企業、他自治体、eLTAXから申告情報を取得する。 ※本人確認を行う。申告書記載内容を取得する。 2. 取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。[委託] ※申告書の情報を電子データ化する。 3. 各種申告情報及び電子データをシステムへ保管する。[委託] 4. 賦課計算に必要な情報(生活保護など)を照会し取得する。[庁内入手、中間サーバ入手] 5. 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 ※本人確認を行う。 6. 賦課情報を作成する。 7. 税額通知作成をするため、賦課情報を提供し発送準備をする。[委託] 8. 課税決定者・各企業へ税額を通知する。 ※申告された個人番号を通知する。 9. 作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。[移転] 10. 賦課情報に基づき、申請に応じて証明書を発行する。 ※本人確認を行う。			
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	酒々井町税務住民課資産税班			
②所属長	税務住民課長 鳩貝剛			
6. 他の評価実施機関				
総務省、地方公共団体情報システム機構				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	酒々井町税務住民課資産税班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	酒々井町税務住民課資産税班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171			

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]